

や

ま

く

ら

通信

～やまぐち・くらし安心ネット通信～  
発行：山口県消費生活センター

令和3年1月12日  
-241号-

消費生活トラブル情報

事例編

「宅配便業者から」と思ったら偽のSMS！？



相談事例

SMS（ショートメッセージサービス）に宅配便の不在通知が届いた



お荷物のお届けにあがりましたが不在の為持ち帰りました。  
下記よりご確認ください  
<http://OxΔ.com>



宅配便？  
心当たりないな

このURLにアクセスして  
確認すればいいの？



宅配便業者を装った偽のメッセージかもしれません！

こんな被害が起きています

➤ 偽SMSに記載のURLは、偽サイトにつながります

※ 偽サイトでは、不正なアプリのインストールやパスワードなどの入力に誘導されます

不正なアプリをインストールしてしまうと…

トラブル事例

スマホから大量の偽SMS  
が勝手に送信されてしまい、  
通信料が高額に！



パスワードなどを入力してしまうと…

トラブル事例

キャリア決済が不正利用されて  
身に覚えのない請求が！



アドバイス編

は次のページ（裏面）に！

参照：独立行政法人国民生活センターHP ([http://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20201126\\_2.html](http://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20201126_2.html))

山口県消費生活センター TEL:083-924-0999 (相談) / 083-924-2421 (消費者教育)

〒753-8501 山口県山口市滝町1番1号 FAX:083-923-3407

山口県消費生活センター

検索

相談受付時間 [月～金] 8:30～17:00 ※土曜・日曜・祝日・年末年始はお休みです。

まなべる利用時間 [月～金] 9:00～16:30(入場受付16:00まで)

※団体利用を希望される場合は、事前に御連絡をお願いします。

# 消費生活トラブル情報

アドバイス編

## 「宅配便業者から」と思ったら偽のSMS！？

まずは

### ◆ SMSに記載されたURLには安易にアクセスしない！

※ 自分で業者のホームページなどを調べて確認しましょう



万が一操作してしまった場合

### URLにアクセスしてしまった場合は…

- 提供元不明のアプリのインストールはしない！
- パスワードなどの個人情報の入力はしない！

### 不正なアプリをインストールしてしまった場合は…

- 機内モードに設定してアプリを削除しましょう！

※ Wi-Fiの接続もオフにしましょう

※ より安全な対応策として、スマホの初期化も検討しましょう



### パスワードを入力してしまった場合は…

- パスワードはすぐに変更し、不正利用されていないか確認！

### 目頃からの対策

- ✓ 携帯電話会社などが提供する迷惑メール等への対策サービスを活用
- ✓ ID・パスワード等の使い回しはやめましょう
- ✓ キャリア決済の限度額を必要最小限に設定しておきましょう

参照：独立行政法人国民生活センターHP ([http://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20201126\\_2.html](http://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20201126_2.html))

### 消費者ホットライン「188」 御案内の流れ

郵便番号が分かる

1 →  
を押す

○郵便番号(7桁)入力

郵便番号が分からない

2 →

○固定電話の場合は地域を選択。携帯の場合は最寄りの窓口へ

お住まいの市町の  
消費生活センターや相談窓口

又は

山口県消費生活センターなど

お知らせ

体験学習型 消費者教育施設

# 「まなべる」の御紹介

体験学習型 消費者教育施設

## まなべる

消費者力

## UP

賢い消費者になろう!

山口県消費生活センターでは、消費生活に関する各種の相談をお受けし、問題解決のための助言・あっせんなどを行っています。悪質商法等による被害は依然として後を絶たず、また、手口も年々巧妙・複雑化しているのが現状です。そのようなことから、「子どもから高齢者まで、体験しながら楽しく学べる空間」をつくり、多くの県民の皆様にご利用いただき、消費者被害の未然防止を図ります。

家族と、クラスと、地域の仲間といっしょに、「学ぶ」「気づく」「知る」に対応できるコンテンツを体験し、より積極的に消費生活問題を「学べる」場所、それが消費者教育施設「まなべる」です。



### ○コンセプト「県民の消費者力UP」

「まなべる」では「体験」、「学習」、「知る」を学ぶことで、消費生活問題を学ぶことができます。「まなべる」を効果的に活用していただくことで、県民の積極的消費者力向上を図ります。

### ○利用時間 平日 9:00～16:30(入場受付16:00まで)

### ○ネーミング&ロゴ

消費生活問題に関して「学べる」場所であり、皆様に対して「消費者問題の警鐘(ベル)を鳴らす」情報発信ステーションとしての機能もあつたことから、「まなべる」とネーミングしました。

消費者教育施設

## まなべる

体験 学習 情報



## 来て・見て・学んで 身につけよう消費者力!!

「まなべる」は、専用端末で消費生活トラブルの疑似体験ができる体験ゾーンや、書籍やDVDの貸出を実施する情報ゾーンがあります。

### ○消費生活体験ゾーン

- 契約 ●ネットトラブル ●通信販売
- 知人系トラブル(キャッチセールス等)
- 詐欺系トラブル ●製品事故

各ブースに専用端末を設置、オリジナルソフトで、消費生活トラブルの疑似体験ができます。自分の行動・対応をチェックしてみましょう。

### ○消費生活情報ゾーン

パンフレットや書籍など、消費生活に関する豊富な情報を閲覧できるコーナー。検索用パソコンでキーワード検索もでき、知りたい情報を簡単に入手することができます。DVDの貸出もしています。

### ○キッズルーム

「まなべる」には、子どもの方にも気軽に利用していただけるよう、キッズルームも設けています。



### ○消費者教育ブース

消費者団体や市町の活動など各団体での消費者教育を紹介しています。

### ○消費生活情報コーナー

入口横にもパンフレットなど豊富な情報を見られるコーナーを設けています。

### 消費生活トラブルを体験しながら、楽しく学ぼう!

### ○まなべる学習室

消費者教育・啓発講座の開催など、多目的に活用できるスペースです。

「まなべる」を利用して、消費者力アップ!!



山口県消費生活センター TEL:083-924-0999(相談)/083-924-2421(消費者教育)

〒753-8501 山口県山口市滝町1番1号 FAX:083-923-3407

山口県消費生活センター

検索

相談受付時間 [月～金] 8:30～17:00 ※土曜・日曜・祝日・年末年始はお休みです。

まなべる利用時間 [月～金] 9:00～16:30(入場受付16:00まで)

※団体利用を希望される場合は、事前に御連絡をお願いします。